

令和7年度
新生活をスタートする2人を応援します
結婚新生活支援事業



対象世帯

- ★ 婚姻日が令和7年1月1日～令和8年3月31日
- ★ 夫婦の所得を合わせて500万円未満
- ★ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下
- ★ その他田辺市が定める要件を満たす世帯

申請期日

令和8年3月31日(火)まで
婚姻日や費用の支払いが令和8年3月下旬になる場合は、事前に相談が必要です

対象経費

- 令和7年4月1日以降に支払った費用
※婚姻日以前に購入した住宅に関しては、婚姻日からさかのぼって1年以内に購入したものに限り
※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、支給額を差し引いた額が対象となります
- ★ 新居の住宅費・・・新居の購入費、家賃・共益費(1か月分)、敷金、礼金、仲介手数料
 - ★ 新居への引越費用・・・引越業者や運送業者に支払った費用

補助金額

- ★ 夫婦ともに29歳以下の世帯・・・上限60万円
- ★ 夫婦ともに39歳以下の世帯・・・上限30万円

※いずれも、新居の住宅費、新居への引越費用の合計金額(千円未満切り捨て)

申請・お問合せ先

田辺市保健福祉部
子育て推進課こども家庭係
0739-26-4927
〒646-8545
田辺市東山一丁目5番1号



結婚新生活支援事業チェックシート



すべてに当てはまっていれば申請できます

- 令和7年1月1日から令和8年3月31日までに婚姻届を提出した
- 田辺市に居住し、住民登録をしている
- 令和7年度の夫婦の所得を合わせて500万円未満である ※1
- 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下である ※2
- 夫婦ともに田辺市税を滞納していない
- 夫婦ともに過去に結婚新生活支援事業の補助を受けたことがない
- 夫婦及び住所を同じ世帯全員が、暴力団員等や暴力団員と密接な関係を有していない

※1 夫婦の合計所得から貸与型奨学金を控除することができます

※2 年齢計算に関する法律第2条、民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます

対象経費等



令和7年4月1日以降に支払った費用が対象です

※婚姻日以前に購入した物件に関しては、婚姻日からさかのぼって1年以内に購入したものに限り
ます

- | | |
|---|--------------|
| <input type="checkbox"/> 新居の購入費(リフォーム費用は対象外) | _____ 円 …① |
| <input type="checkbox"/> 家賃・共益費(1か月分)、敷金、礼金、仲介手数料 | _____ 円 …② |
| <input type="checkbox"/> 引越費用(引越業者・運送業者への支払い) | _____ 円 …③ |
| <input type="checkbox"/> 勤務先からの住宅手当額(1か月分) | _____ 円 …④ |
| ① + ② + ③ - ④ = 実支出額 | _____ 円 …⑤ |
| <input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下 | 300,000 円 …⑥ |
| <input type="checkbox"/> 夫婦ともに婚姻日における年齢が29歳以下 | 600,000 円 …⑦ |
- (実支出額)⑤ と (補助額)⑥ 又は ⑦ の少ない額が対象です(千円未満切り捨て)

申請に必要なもの

※一部省略可能な証明書等もありますので、詳しくはお問合せください。

- 交付申請書
- 結婚新生活支援補助金に関するアンケート
- 婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本(写し可)
- 夫婦の所得証明書(写し可)
- 夫婦の完納証明書または非課税証明書(写し可)
- 夫婦の住民票の写し(写し可)
- 誓約書兼同意書
- 住宅の売買契約書等
- 住宅の賃貸契約書または領収書の写し
- 引越にかかった領収書
- 住宅手当支給証明書
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類

